

平成三十年秋田県議会第一回定例会会議録

第九号

議事日程第九号

平成三十年六月二十一日（木曜日）

午前十時開議

- 第一、知事の説明
- 第二、予算特別委員会への議案付託の件

議事日程第九号の二

平成三十年六月二十一日（木曜日）

午後三時開議

- 第三、議案第一三六号 平成三十年度秋田県一般会計補正予算（第一号）
- 第四、議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員 四十一名

一 番	薄 井 司	二 番	加賀屋 千鶴子
三 番	吉 方 清 彦	四 番	石 川 徹
五 番	佐々木 雄 太	六 番	杉 本 俊比古
七 番	鈴木 健 太	八 番	佐 藤 信 喜
九 番	加藤 麻 里	十 番	佐 藤 正 一郎
十一 番	三浦 茂 人	十二 番	小 原 正 晃

一 番	出 席 議 員	二 番	加賀屋 千鶴子
三 番	薄 井 清 彦	四 番	石 川 徹
五 番	吉 方 清 彦	六 番	杉 本 俊比古
七 番	佐々木 雄 太	八 番	佐 藤 信 喜
九 番	鈴木 健 太	十 番	佐 藤 正 一郎
十一 番	加藤 麻 里	十二 番	小 原 正 晃
十三 番	沼 谷 純 人	十四 番	今 川 雄 策
十五 番	鈴木 雄 大	十六 番	高 橋 武 浩
十七 番	平 山 晴 彦	十八 番	石 川 ひとみ
十九 番	東海林 洋	二十 番	渡 部 英 治
二十一 番	菅 原 博 文	二十二 番	佐 藤 雄 孝

十三 番	沼 谷 純	十四 番	今 川 雄 策
十五 番	鈴木 雄 大	十六 番	高 橋 武 浩
十七 番	平 山 晴 彦	十八 番	石 川 ひとみ
十九 番	東海林 洋	二十 番	渡 部 英 治
二十一 番	菅 原 博 文	二十二 番	佐 藤 雄 孝
二十三 番	北 林 文 正	二十四 番	竹 下 博 英
二十五 番	原 幸 子	二十七 番	田 口 博 英
二十八 番	石 田 寛	二十九 番	三 浦 英 一
三十 番	土 谷 勝 悦	三十一 番	工 藤 嘉 範
三十二 番	近 藤 健 一 郎	三十三 番	加 藤 鉦 一
三十四 番	佐 藤 賢 一 郎	三十五 番	小 松 隆 明
三十七 番	柴 田 正 敏	三十八 番	大 関 衛
三十九 番	川 口 一	四十 番	小 田 美 恵 子
四十一 番	鶴 田 有 司	四十二 番	鈴 木 洋 一
四十三 番	北 林 康 司		

二十三番	北林丈正	二十四番	竹下博英
二十五番	原幸子	二十七番	田口聡
二十八番	石田寛	二十九番	三浦英一
三十番	土谷勝悦	三十一番	工藤嘉範
三十二番	近藤健一郎	三十三番	加藤鉦一
三十四番	佐藤賢一郎	三十五番	小松隆明
三十七番	柴田正敏	三十八番	大関隆衛
三十九番	川口一	四十番	小田美恵子
四十一番	鶴田有司	四十二番	鈴木洋一
四十三番	北林康司		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	中島英史
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴
企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学

生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘
会計管理者(兼)出納局長	鎌田雅人
総務部次長	神部秀行
財政課長	猿田和三
教育委員会教育長	米田進
警察本部長	森末治

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長報告 (朗読省略)

一、六月二十一日、知事から次の議案等が提出された。また、下段のとおりそれぞれ関係委員会に付託した。

(付託委員会)

- (1) 議案第一三六号 平成三十年秋田県一般会計補正予算(第一号)
- (2) 議案第一三七号 平成三十年度秋田県一般会計補正予算(第二号)

(14)	議案第一四九号	秋田県立特別支援学校設置条例	教育公安委員会	(33)	報告第一〇号	平成二十九年秋田県事故繰越	
(13)	議案第一四八号	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案	建設委員会	(32)	報告第九号	平成二十九年秋田県繰越明許費繰越計算書の報告	
(12)	議案第一四七号	秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案	農林水産委員会	(31)	報告第八号	平成二十九年秋田県継続費繰越計算書の報告	
(11)	議案第一四六号	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	福祉環境委員会	(30)	議案第一六五号	物損事故に係る和解について	同
(10)	議案第一四五号	地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案	同	(29)	議案第一六四号	交通事故に係る和解について	同
(9)	議案第一四四号	秋田県県税条例等の一部を改正する条例案	同	(28)	議案第一六三号	交通事故に係る和解について	同
(8)	議案第一四三号	地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案	総務企画委員会	(27)	議案第一六二号	交通事故に係る和解について	同
(7)	議案第一四二号	秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について		(26)	議案第一六一号	交通事故に係る和解について	同
(6)	議案第一四一号	秋田県教育委員会の委員の任命について		(25)	議案第一六〇号	財産の取得について	同
(5)	議案第一四〇号	秋田県監査委員の選任について		(24)	議案第一五九号	工事請負契約の締結について	同
(4)	議案第一三九号	平成三十年秋田県国民健康保険特別会計補正予算(第一号)		(23)	議案第一五八号	平成三十年急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担の変更について	同
(3)	議案第一三八号	平成三十年秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算(第一号)		(22)	議案第一五七号	平成三十年都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について	同
				(21)	議案第一五六号	交通事故に係る和解について	同
				(20)	議案第一五五号	交通事故に係る和解について	同
				(19)	議案第一五四号	交通事故に係る和解について	建設委員会
				(18)	議案第一五三号	平成三十年秋田県土地改良事業に要する経費の一部負担の変更について	農林水産委員会
				(17)	議案第一五二号	交通事故に係る和解について	福祉環境委員会
				(16)	議案第一五一号	物損事故に係る和解について	同
				(15)	議案第一五〇号	交通事故に係る和解について	総務企画委員会

(34)	報告第 一一号	し繰越計算書の報告 平成二十九年度秋田県電気事業 会計継続費繰越計算書の報告
(35)	報告第 一二号	平成二十九年度秋田県電気事業 会計継続費繰越計算書の報告
(36)	報告第 一三号	平成二十九年度秋田県電気事業 会計継続費繰越計算書の報告
(37)	報告第 一四号	平成二十九年度秋田県電気事業 会計予算繰越計算書の報告
(38)	報告第 一五号	物損事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(39)	報告第 一六号	交通事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(40)	報告第 一七号	交通事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(41)	報告第 一八号	交通事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(42)	報告第 一九号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(43)	報告第 二〇号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(44)	報告第 二一号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(45)	報告第 二二号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(46)	報告第 二三号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(47)	報告第 二四号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(48)	報告第 二五号	償の専決処分報告 道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(49)	報告第 二六号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(50)	報告第 二七号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(51)	報告第 二八号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(52)	報告第 二九号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(53)	報告第 三〇号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(54)	報告第 三一号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(55)	報告第 三二号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(56)	報告第 三三号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(57)	報告第 三四号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(58)	報告第 三五号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(59)	報告第 三六号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(60)	報告第 三七号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告
(61)	報告第 三八号	道路事故に係る和解及び損害賠 償の専決処分報告

(75)	報告第 五二号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(74)	報告第 五一号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(73)	報告第 五〇号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(72)	報告第 四九号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(71)	報告第 四八号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(70)	報告第 四七号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(69)	報告第 四六号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(68)	報告第 四五号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(67)	報告第 四四号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(66)	報告第 四三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(65)	報告第 四二号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(64)	報告第 四一号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(63)	報告第 四〇号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(62)	報告第 三九号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(89)	報告第 六六号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(88)	報告第 六五号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(87)	報告第 六四号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(86)	報告第 六三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(85)	報告第 六二号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(84)	報告第 六一号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(83)	報告第 六〇号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(82)	報告第 五九号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(81)	報告第 五八号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(80)	報告第 五七号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(79)	報告第 五六号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(78)	報告第 五五号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(77)	報告第 五四号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(76)	報告第 五三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

(103)	報告第 八〇号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(102)	報告第 七九号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(101)	報告第 七八号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(100)	報告第 七七号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(99)	報告第 七六号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(98)	報告第 七五号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(97)	報告第 七四号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(96)	報告第 七三号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(95)	報告第 七二号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(94)	報告第 七一号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(93)	報告第 七〇号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(92)	報告第 六九号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(91)	報告第 六八号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
(90)	報告第 六七号	道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

(108)	報告第 八五号	物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	総務企画委員会 五件
(107)	報告第 八四号	物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	福祉環境委員会 二件
(106)	報告第 八三号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	農林水産委員会 二件
(105)	報告第 八二号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	建設委員会 八件
(104)	報告第 八一号	交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告	教育公安委員会 六件

一、知事に送付した請願の処理の経過及び結果の報告のあったものは、別紙のとおりである。

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表（第一号）のとおりである。

一、委員会に送付した陳情等は、別紙陳情文書表（第一号）のとおりである。

一、三月二十二日、監査委員から財政的援助団体等の監査の結果に関する報告があり、三月二十八日、各議員に配付した。

一、三月二十三日、監査委員から監査の結果に関する報告があり、三月二十八日、各議員に配付した。

一、三月二十七日、包括外部監査人から平成二十九年包括外部監査報告書の提出があり、三月三十日、各議員に配付した。

一、四月六日、監査委員から平成三十年二月六日付け住民監査請求に係る

監査結果について通知があり、四月九日、各議員に配付した。

一、三月二十三日、監査委員から平成三十年三月十四日付け住民監査請求に係る受理について通知があり、三月二十八日、各議員に配付した。

一、五月十一日、監査委員から平成三十年三月十四日付け住民監査請求に係る監査結果について通知があり、五月十四日、各議員に配付した。

一、四月二十六日、監査委員から平成三十年四月二十六日付け住民監査請求の要旨について通知があり、四月二十七日、各議員に配付した。

一、五月一日、監査委員から平成三十年四月二十六日付け住民監査請求に係る補正後の請求の要旨について通知があり、五月二日、各議員に配付した。

一、五月十日、監査委員から平成三十年四月二十六日付け住民監査請求に係る監査請求の取り下げについて通知があり、五月十一日、各議員に配付した。

一、五月十日、監査委員から平成三十年五月九日付け住民監査請求の要旨について通知があり、五月十一日、各議員に配付した。

一、五月二十三日、監査委員から平成三十年五月九日付け住民監査請求に係る受理について通知があり、五月二十八日、各議員に配付した。

一、三月二十七日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、三月二十八日、各議員に配付した。

一、五月一日、監査委員から例月出納検査に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

一、五月三十一日、監査委員から例月出納検査に関する報告があり、六月四日、各議員に配付した。

【知事に送付した請願の処理の経過及び結果の報告については  
巻末に登載】

【平成三十年第一回定例会（六月議会）陳情・請願文書表

（各第一号）は巻末に登載】

財政的支援団体等の監査の結果に関する報告書 登載省略

監査報告書 登載省略

平成二十九年度包括外部監査報告書 登載省略

例月出納検査報告書 登載省略

●議長（鶴田有司議員） 議事に先立ちまして、新任者を紹介いたします。  
名越一郎総務部長。

【総務部長（名越一郎君）起立、一礼、「名越です。よろしくお  
願いいたします。」と述べ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 出口廣晴総務部危機管理監（兼）広報監。

【総務部危機管理監（兼）広報監（出口廣晴君）起立、一礼、  
「出口です。よろしく願いいたします。」と述べ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 妹尾明企画振興部長。

【企画振興部長（妹尾明君）起立、一礼、「よろしく願いいた  
します。」と述べ】

●議長（鶴田有司議員） 湯元巖あきた未来創造部長。

【あきた未来創造部長（湯元巖君）起立、一礼、「湯元でござい  
ます。よろしく願いいたします。」と述べ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 佐々木司観光文化スポーツ部長。

【観光文化スポーツ部長（佐々木司君）起立、一礼、「佐々木で  
ございます。どうぞよろしく願いいたします。」と述べ】

（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 高橋修生活環境部長。

【生活環境部長（高橋修君）起立、一礼、「高橋でございます。よろしくお願ひいたします。」と述ぶ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 齋藤了農林水産部長。

【農林水産部長（齋藤了君）起立、一礼、「齋藤です。よろしくお願ひします。」と述ぶ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 小川智弘建設部長。

【建設部長（小川智弘君）起立、一礼、「小川です。よろしくお願ひいたします。」と述ぶ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 鎌田雅人会計管理者（兼）出納局長。

【会計管理者（兼）出納局長（鎌田雅人君）起立、一礼、「鎌田です。よろしくお願ひいたします。」と述ぶ】（拍手）

●議長（鶴田有司議員） 以上で紹介を終わります。

日程第一、知事の説明を行います。知事の発言を許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。

今議会におきましては、補正予算案及びその他の案件について御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、大阪府北部を震源とする地震についてであります。

今月十八日に、大阪市などで最大震度六弱を観測する地震が発生し、多くの死傷者が出るなど、甚大な被害がもたらされました。

秋田県民を代表し、犠牲となられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。今後、被災地が速やかに復旧し、被災者の方々が一日も早く元の生活に戻れますよう、お祈り申し上げます。

次に、大雨による被害状況等について申し上げます。

先月十八日から十九日にかけて、東北地方に停滞した前線と低気圧の

影響により、県内全域が大雨に見舞われ、秋田市で二十四時間降水量が観測史上最多となるなど、八割の観測地点で五月の最多降水量が記録されました。

この大雨により、雄物川、新城川、馬踏川など、多くの河川が氾濫し、床上・床下浸水を中心に建物被害が七百六十棟に及んだほか、道路の損壊や農地の冠水等による公共土木施設と農林水産関係の被害額は、合わせて七十五億円に上っております。

被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

県では、大雨警報が発令された五月十八日朝から被害状況の把握に努め、孤立箇所の解消や物流の確保に向け、順次、路肩や法面が崩壊した道路の応急復旧を進めてまいりました。

農業関係の被害については、損壊した水路等の応急対策への支援や被災農家に対する栽培管理指導など、被災現場の状況に応じ、機動的に対策を講じたほか、住宅関係の被害に対しては、市町村と連携し、災害見舞金の速やかな支給を行ってきております。併せて、被災地の迅速な復旧に向け、今月八日に、私自ら、菅官房長官をはじめ関係閣僚を訪問し、災害査定の速やかな実施と財政支援等について要望を行ったところであります。

引き続き、国や市町村と十分連携を図りながら、道路、河川などの公共土木施設、農地・農業用施設等の早期復旧に万全を期すとともに、住宅の復旧支援や被災農家への営農支援を行うなど、被災された方々のサポートに全力で取り組んでまいります。

次に、イージス・アショアについて申し上げます。

今月一日に、福田防衛大臣政務官が本県を訪れ、秋田市の陸上自衛隊新屋演習場をイージス・アショアの最適候補地とし、今年の夏以降にも調査に入りたいとの意向が示されました。

国では、候補地の選定に当たり、速やかに配備することができると自衛隊の既存施設を対象に、レーダーの障害となる山などの遮蔽がない場所



であるかどうか等の条件について検討した結果、同演習場が最適であると判断したとしておりますが、リーダーが発する電磁波による健康や生活への影響、テロや偶発的な事故の可能性等が懸念されることから、県民・市民からは不安の声が寄せられております。

調査を進めるに当たっては、何よりも地域住民の理解が重要であることから、今月五日、私と秋田市長との連名で、速やかに住民説明会を開催するよう申し入れたところ、国では、十四日に住民の代表である県議会・秋田市議会への説明を行い、さらに十七日には地域住民代表に対する説明会を開催しております。

他方で、国際情勢に目を向けますと、今年に入り、北朝鮮が外交において融和姿勢に転じ、南北首脳会談や米朝首脳会談において朝鮮半島の非核化の方針が確認されるなど、我が国を取り巻く安全保障環境は、昨年十二月のイージス・アショア導入決定時とは異なる状況となっております。

これまで国際社会の平和と安定を脅かしてきた北朝鮮の動向については、引き続き、冷静かつ慎重に見極める必要があるものの、このように北朝鮮を巡る情勢に変化の兆しが見られる中、イージス・アショアを早期に配備する必要性や市街地に隣接する新屋演習場を最適候補地としたことの合理性、地域住民の安全を確保するための具体的な方策などについては、いまだ十分な説明がなされているとは言いがたい状況にあり、現状では、県として、極めて慎重に対応していかなければならないと考えております。

国に対しては、今後も、住民の疑問や不安の解消に向け、説明会の開催等により正確で詳細な情報を提供するとともに、安全対策など、より具体的な方策を提示するよう強く求めてまいります。

次に、国政の動きについて申し上げます。

今月十五日に、当面の経済財政運営の基本方針となる「骨太の方針」が閣議決定され、プライマリーバランスの黒字化目標時期が五年先送り

されましたが、国では、高齢化の進行に伴い、年金や医療・介護などの社会保障給付費が、二〇四〇年度には百九十兆円に達し、現在より七十兆円増加するとの見通しを示しており、持続可能な社会保障制度を構築していくためには、財政健全化を着実に図る必要があります。

安倍内閣においては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、経済最優先で取り組んできたところであり、今後も、経済再生に向けて全力で取り組み、デフレからの脱却を確実なものにするこ

とが、将来の財政再建につながっていくものと考えております。

日本経済は緩やかな回復が続いているものの、地方においてはまだまだ景気回復の力強さを実感するには至っておらず、今後、人口減少の進行と相まって、地域経済が縮小するといった悪循環に陥ることも懸念されることから、国において、経済の好循環が地方に広く行き渡るための思い切った対策を講じるよう強く求めてまいります。

また、地方財政に関しては、基金残高の増加を背景に、地方財政に余裕があるかのような議論がなされ、持続的かつ安定的な財政運営に必要な一般財源総額の抑制が懸念されていたところではありますが、地方が粘り強く要望活動を行ってきた結果、来年度からの三年間、今年度の地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされました。

一般財源総額の確保と併せ、地方の財政基盤の充実・強化にとって重要な地方法人課税における税源の偏在是正については、平成三十一年度税制改正において結論を得るとされており、地域間の財政力格差が拡大することのない適切な措置が講じられるよう、様々な機会を捉えて国に対して強く働きかけてまいります。

さらに、「骨太の方針」と同時に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一八」では、東京一極集中の是正や地方における担い手の確保に向けて、ライフステージに応じた対策の充実・強化を図り、今後六年間で、UIJターンによる起業・就業者を六万人創出するとし

ております。

地方創生の実現に向けては、息の長い取り組みが必要ですが、東京一極集中の是正は、国と地方が一体となって取り組むべき喫緊の課題であります。

今国会においては、地方大学の振興や東京二十三区における大学の定員増の抑制等を図るための新たな法律が制定されたところであり、今後とも、地方への人の流れが確かなものとなるよう、国に対して地方の声をしっかりと届けてまいります。

次に、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」の推進について申し上げます。

この三月、国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口」では、二〇四五年時点の本県の人口が約六十万人とされ、二〇一五年との比較で人口が半数以下になる市町村が十三を数えるなど、地域の将来に危機感を抱かざるを得ない推計結果が示されております。

高齢化の進行も急速に進み、本県では、六十五歳以上の人口割合が二〇四五年に五割に達するとされているほか、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口が三十年間で三十万人以上減少するとされており、今後、労働力不足が一層深刻化し、IoTやAI、ロボティクス技術などに代表される第四次産業革命の進展と相まって、産業構造が劇的に変化を遂げていくものと考えております。

しかしながら、大切なことは、こうしたデータを悲観的に捉えることなく、数字が持つ意味を、背景も含めて冷静かつ論理的に分析・考察し、時代の潮流を的確に見極めながら必要な対策を講じていくことであり、今回の推計結果を踏まえると、人口減少の克服に向けた取り組みはもとより、人口減少下にあっても地域社会を維持・活性化する仕組みづくりに、これまで以上にスピード感を持って取り組んでいく必要があると考えております。

こうしたことから、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」の実現を目指し、今年四月から本格的に始動した第三期プランに掲げる施策・事業をベースとして、早期かつ強力に推進する取り組みを中心に、今般、「加速化パッケージ」を取りまとめ、人口減少の抑制を図る「攻め」の取り組みと、人口減少社会にあっても県民の安全・安心な生活を確保する「守り」の取り組みに加えて、人口減少下においても地域の経済力を維持するため、今後の労働力不足や産業構造の変革への対応に向けた取り組みも進めていくこととしております。

具体的には、幅広い分野におけるデジタルテクノロジーの導入促進や介護従事者の負担軽減等に資する機器の導入・開発支援に取り組むほか、産学官連携コンソーシアム等による、時代を先取りした省力化技術の研究開発に向けた取り組みや、現場における改善等を通じた生産性の向上にとどまらず、経営マネジメント全体の改革につなげていく取り組み、さらには、人口減少社会を前提とした課題解決型の製品やサービスの開発についての研究などを進めてまいります。

また、人口減少の進行やインフラの老朽化など、行政を取り巻く環境が大きく変化していく中、将来にわたり行政サービスを安定的に提供していくためには、県と市町村、あるいは市町村間の協働・連携についても、柔軟かつ新たな発想で取り組んでいく必要があります。

国では、有識者による研究会を設置し、二〇四〇年頃を見据えた自治体戦略について検討を進めておりますが、全国で最も速いスピードで人口減少が進行する本県が、国に先んじて、新たな行政運営モデルを構築すべく、先月開催した「秋田県・市町村協働政策会議」において、県と市町村が協力しながら、さらなる連携強化に向けて取り組んでいくことを確認したところであります。

加えて、婚姻率・出生率が長期にわたって低迷している状況を踏まえ、これまでの経済的支援を中心とした子育てしやすい環境づくりや結婚・妊娠・出産へのサポートに加え、地域の特性などを考慮し、きめ細かな

対策を講じる必要性を強く感じているところであり、まずは、市町村が取り組んでいる各種施策の状況を分析し、その成果を検証しつつ、地域の歴史や気候・風土、ライフスタイルなどの社会的要因と婚姻・出生との関係を分析することで、それぞれの地域の特性に応じた対策を打ち出せるよう検討を進めてまいります。

今後、こうした取り組みを推進し、人口減少の克服を目指した第三期プランの加速化を図りながら、未来に向かって積極果敢に挑戦を続ける「ふるさと秋田」を創り上げてまいります。

次に、秋田新幹線のトンネル整備構想について申し上げます。

秋田新幹線は、本県と首都圏や仙台市等を結ぶ大動脈であり、国内外からの観光誘客のほか、県民生活や県経済を支える重要な交通インフラとして本県の発展に大きく寄与するものであることから、これまでも、JR東日本に対して、運行の安定性や高速化など、さらなる機能向上を要望してきたところであります。

こうした中、昨年十一月末、同社から本県と岩手県に対し、秋田新幹線の防災対策として、田沢湖駅と岩手県の赤湊駅の間に、新たなトンネルを整備する構想が示されました。急峻な山岳地帯を横断するトンネルの整備によって、秋田新幹線の安全性や運行の安定性が向上するとともに、盛岡駅で接続する東北・北海道新幹線の定時性の確保につながるほか、所要時間も約七分短縮され、秋田・東京間が最速で三時間三十分で結ばれるなど、県民の利便性向上はもとより、誘客面での効果も期待できるものであります。

同社では、今後、事業化に向けた検討を進めることにしておりますが、その整備費用は多額に上ることから、国・地方自治体による支援が必要との認識を示しており、県としましては、来月設立予定の沿線自治体や経済団体等による期成同盟会に参画するとともに、岩手県とも連携しながら、国への要望活動を幅広く展開するなど、構想の早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、中国への訪問について申し上げます。

先月二十四日から二十八日にかけて、県内の市長、町長をはじめ、商工団体等の関係者とともに、中国遼寧省の大連市を訪問してまいりました。

現地では、市政府等を訪問し、本県との観光交流の促進や経済・教育など幅広い分野での交流拡大について意見交換を行うとともに、旅行エージェントやメディアなどを招いて開催した「秋田県観光セミナー」において、地域に根づいた伝統行事など、本県ならではの魅力的な観光資源を強くアピールしたほか、国際的な観光イベントである「大連アジア祭り」においても、秋田市竿燈会が竿燈を披露し、広く「日本の秋田」をPRしてまいりました。また、「北前船寄港地フォーラム大連」では、能代市、男鹿市、由利本荘市及びにかほ市の四市が、「北前船寄港地」として日本遺産に認定されたことが披露されたほか、幅広く意見交換が行われるなど、改めて、海外を含めた地域間交流の重要性を強く認識したところであります。

このたびの訪問で、大連市長から、本県との交流への強い意欲が示され、八月の竿燈まつりには、市政府幹部のほか、旅行エージェントや小学生などが本県を訪問する予定となっており、これを足がかりに、今後の幅広い交流につなげてまいりたいと考えております。

大連市は、中国でも対日感情が極めて良好な地域であることに加え、本県関係の企業が進出し、県人会も組織されており、発展著しい同市との交流を今後一層深めながら、訪日観光需要が旺盛な中国からの誘客拡大に向けて、官民一体となって取り組んでまいります。

次に、秋田ノーザンハピネッツのB1リーグ復帰について申し上げます。

本県のプロバスケットボールチーム「秋田ノーザンハピネッツ」は、先月十三日、クラブ史上最多となる四千九百九人の大観衆が詰めかけたB2リーグ・プレーオフ準決勝で見事に勝利し、念願のB1リーグへの

復帰を果たしました。

このたびのB1リーグ復帰は、県民に大きな勇気と感動を与えるもので、「スポーツ立県あきた」を掲げる本県にとっても大変喜ばしいことであり、選手をはじめ、チーム関係者のたゆまぬ御努力に敬意を表するとともに、来シーズンも大いに活躍されることを期待しております。

次に、提出議案の主なものについて説明申し上げます。

今回の補正予算案は、五月の大雨による被害対策として緊急を要する事業のほか、第三期プラン加速化パッケージ関連事業、公共事業等について計上しております。

大雨による被害対策については、被災した道路や河川等の復旧対策事業を速やかに実施するとともに、道路法面の落石防止等の防災・減災対策を進めるほか、農地・農業用施設の災害復旧に対する助成枠を増額し、生産基盤の速やかな復旧を支援してまいります。

第三期プランの取り組みの加速化については、人口減少への対応として、マスメディアや県内市町村と協働で若者の県内定着・回帰を促進するキャンペーンを展開し、SNSの活用や保護者に向けた情報発信と併せ、さまざまなチャネルを通じて若者に県内企業情報や就職支援情報を届けていくとともに、工業高校への就職支援員の配置など、県内就職者の増加に向けた高等学校の取り組みを強化してまいります。

また、県内企業に対し、人材獲得につながる情報発信スキルの向上を支援するほか、デジタルテクノロジーの導入に向けた意識啓発を促進し、第四次産業革命によるイノベーションの推進を支えるICT人材の育成・確保を進めてまいります。

さらに、人口減少社会を踏まえた地域活性化への対応として、将来にわたって持続可能な暮らしを守るため、集落の枠を超えた新たなコミュニティの形成に向けて、県民意識の醸成を図ってまいります。

公共事業については、五月の大雨による被害対策のほか、この冬の豪雪による道路の損傷等への対応、国の内示による国庫補助事業等を計上

しております。

一般会計補正額は、百六十七億四千八百三十九万円であり、補正後の総額は、五千九百七十億八百三十九万円となります。

次に、単行議案の主なものについて申し上げます。

「秋田県監査委員の選任について」、「秋田県教育委員会の委員の任命について」及び「秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について」は、一部委員の任期満了等に伴う後任の選任等について、議会の同意をお願いしようとするものであります。

「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」は、地方税法の一部改正に伴い、個人県民税の基礎控除等の見直し及び県たばこ税の税率の引き上げ等を行うおとするものであります。

以上、提出議案の概要について申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 次に、日程第二、予算特別委員会への議案付託の件を議題といたします。

お諮りします。議案第百三十六号から議案第百三十九号までの予算議案四件は、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第百三十六号、議案第百三十七号、議案第百三十八号及び議案第百三十九号は、予算特別委員会に付託されました。

委員会では議案審査を行うため、暫時休憩いたします。

午前十時二十八分休憩

午後三時再開

	出席議員	四十名
一	番 薄井 司	二 番 加賀屋 千鶴子
三	番 吉方 清彦	四 番 石川 徹

五番	佐々木雄太	六番	杉本俊比古
七番	鈴木健太	八番	佐藤信喜
九番	加藤麻里	十番	佐藤正一郎
十一番	三浦茂人	十二番	小原正晃
十三番	沼谷純	十四番	今川雄策
十五番	鈴木雄大	十六番	高橋武浩
十七番	平山晴彦	十八番	石川ひとみ
十九番	東海林洋	二十番	渡部英治
二十一番	菅原博文	二十二番	佐藤雄孝
二十三番	北林丈正	二十四番	竹下博英
二十五番	原幸子	二十七番	田口聡
二十八番	石田寛	二十九番	三浦英一
三十番	土谷勝悦	三十一番	工藤嘉範
三十二番	近藤健一郎	三十三番	加藤鉦一
三十四番	佐藤賢一郎	三十七番	柴田正敏
三十八番	大関衛	三十九番	川口一
四十番	小田美恵子	四十一番	鶴田有司
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（鶴田有司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 その二（朗読省略）

一、六月二十一日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一三六号

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

議員派遣一覧

一 第九回北東アジア地区地方議会議長フォーラム

(1) 派遣の目的 第九回北東アジア地区地方議会議長フォーラムに参加のため

(2) 派遣期間 平成三十年七月三十一日（火）～八月四日（土）

(3) 派遣地 モンゴル国

(4) 派遣議員 近藤健一郎議員、佐藤雄孝議員、小原正晃議員

●議長（鶴田有司議員） 日程第三、議案第三百三十六号平成三十年度秋田

県一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長川口一議員）登壇】

●予算特別委員長（川口一議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第三百三十六号平成三十年度秋田県一般会計補正予算（第一号）であります。

今回の一般会計補正予算は、三億三千万円の増額であり、これにより予算総額は、五千八百五億九千万円となります。

また、今回の補正予算は、五月の大雨による被害対策として緊急を要する事業について計上されております。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、総務企画分科会においては、「災害見舞金」について質疑を行いました。

また、建設分科会においては、「災害査定調査事業」について質疑を行いました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第三百三十六号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。予算特別委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第三百三十六号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第四、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これをもって散会いたします。

午後三時三分散会